

第 2 1 期文化審議会著作権分科会基本政策小委員会 (第 3 回) ヒアリング資料一式

資料 2－1	一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会 御発表資料・	1
資料 2－2	協同組合 日本脚本家連盟 御発表資料・	6
資料 2－3	協同組合 日本シナリオ作家協会 御発表資料・	8
資料 2－4	一般社団法人 日本写真著作権協会 御発表資料・	10
資料 2－5	一般社団法人 日本美術著作権連合 御発表資料・	12
資料 2－6	一般社団法人 日本美術家連盟 御発表資料・	15
資料 2－7	公益社団法人 日本漫画家協会 御発表資料・	17
資料 2－8	一般社団法人 日本音楽著作権協会 御発表資料・	19
資料 2－9	一般社団法人 日本レコード協会 御発表資料・	22
資料 2－10	公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター 御発表資料・	25
資料 2－11	一般社団法人 日本映像ソフト協会 御発表資料・	32
資料 2－12	一般社団法人 日本新聞協会 御発表資料・	34
資料 2－13	一般社団法人 日本書籍出版協会、一般社団法人 日本雑誌協会 御発表資料・	36

授業目的公衆送信補償金制度の現状と課題

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会
(SARTRAS)



1

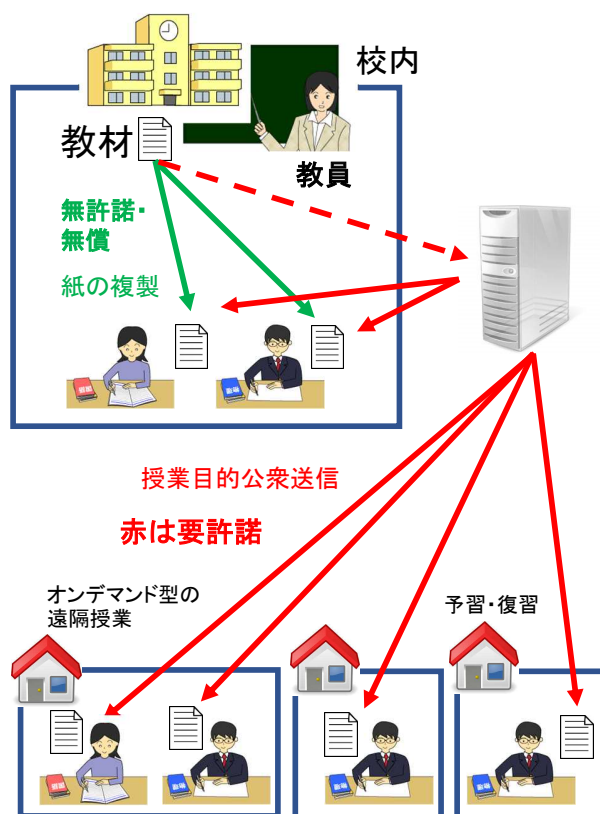
2018年改正著作権法第35条(2020年4月28日施行)

- 1 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物とその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

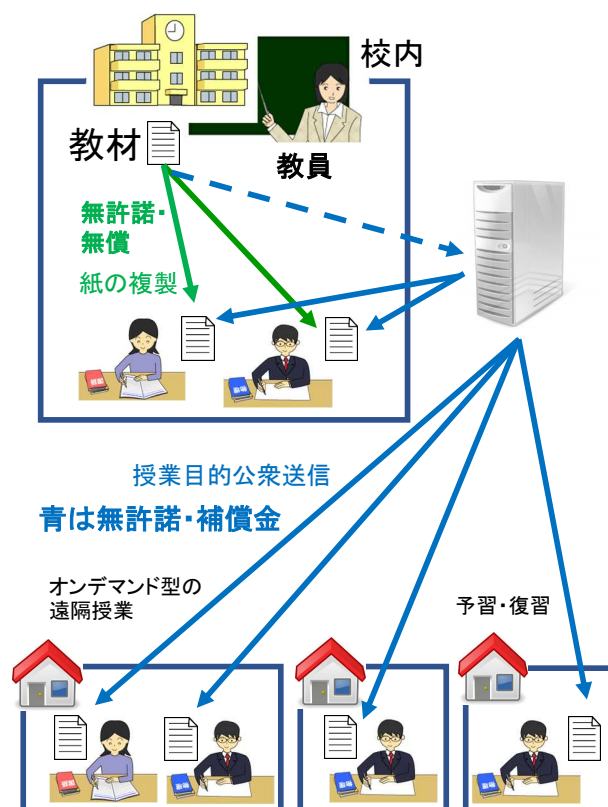


2

【施行前】



【施行後】



授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)とは

授業目的公衆送信補償金を収受する権利は、文化庁長官が全国を通じて1個だけ指定する団体（指定管理団体）だけが行使できる（著作権法第104条の11）。2019年1月22日設立の一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS、サートラス）は、同年2月15日に指定管理団体に指定された。

著作権法第104条の11 第35条第2項（第102条第1項において準用する場合を含む。第104条の13第2項及び第104条の14第2項において同じ。）の補償金（以下この節において「授業目的公衆送信補償金」という。）を受ける権利は、授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する者（次項及び次条第4号において「権利者」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて1個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの（以下この節において「指定管理団体」という。）があるときは、当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

SARTRASは著作権法第104条の12で、著作者、実演、レコード、放送、有線放送の団体を構成員とすることとなっている。

■一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS、サートラス）

▽英語名称：Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons

▽理事長：土肥一史（弁護士、吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授）

社員	構成団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人 新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人 学術著作権協会 公益社団法人 日本文藝家協会 協同組合 日本脚本家連盟 協同組合 日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人 日本写真著作権協会 一般社団法人 日本美術著作者連合 公益社団法人 日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人 日本書籍出版協会 一般社団法人 日本雑誌協会 一般社団法人 日本自然科学書協会 一般社団法人 日本医書出版協会 一般社団法人 出版梓会 一般社団法人 日本楽譜出版協会 一般社団法人 日本電子書籍出版協会 日本児童図書出版協会 公益社団法人 日本専門新聞協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人 日本音楽著作権協会 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人 日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人 日本民間放送連盟 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

理事長（代表理事）	土肥 一史
副理事長	土屋 俊 三田 誠広
常務理事	高杉 健二 窪田 知久
理事	
新聞教育著作権協議会	江坂 博 竹内 敏 福井 明 山下 敏永
言語等教育著作権協議会	金谷 祐子 ハセバクシンオー 山本 一彦
視覚芸術等教育著作権協議会	あんびるやすこ 棚井 文雄 千葉 洋嗣 中島 千波
出版教育著作権協議会	井村 寿人 金原 優 松野 直裕
音楽等教育著作権協議会	椎名 和夫 畑 陽一郎 増田 裕一
映像等教育著作権協議会	遠藤 理史 田嶋 炎 吉田 一将
有識者	池村 聡 川瀬 真 松田 政行
理事・事務局長	野方 英樹
監事	梅 憲男 長尾 玲子



5

認可された補償金額の概要



意見聴取

教育機関の
設置者の代表

主な意見聴取先

- 全国市町村教育委員会連合会
- 全国都道府県教育委員会連合会
- 日本私立小学校連合会
- 日本私立中学高等学校連合会
- 指定都市教育委員会協議会
- 全国公立高等専門学校協会
- 日本私立高等専門学校協会
- 全国公立短期大学協会
- 日本私立短期大学協会
- 一般社団法人国立大学協会
- 一般社団法人公立大学協会
- 日本私立大学団体連合会
- 全国専修学校各種学校総連合会
- 全国知事会
- 全国市長会
- 全国町村会
- 全国国公立幼稚園・こども園長会
- 全日本私立幼稚園連合会 等

○ 意見聴取期間 2020年8月6日～9月23日

○ 認可申請 2020年9月30日 ⇒ **12月18日 文化庁長官認可**

○ 認可された補償金額

■ 補償金の料金体系と金額

① 学校種別の年間包括料金※1（公衆送信の回数は無制限）

授業目的公衆送信を受ける幼児／児童／生徒／学生1人当たりの額

- 大学 720円（月平均60円）
- 高校 420円（月平均35円）
- 中学校 180円（月平均15円）
- 小学校 120円（月平均10円）
- 幼稚園 60円（月平均 5円）

● 社会教育施設、公開講座等

30人を定員とする1講座・講習を1回の授業として、**授業毎に300円**

② 公衆送信の都度支払う場合の料金

1回・1人当たり10円

（対象となる著作物、実演、レコード、放送、有線放送等）

※前期・後期毎に事後届出、補償金の適正な請求・分配に資する情報の提出

■ 補償金額の算出根拠

著作権等管理事業者が、非営利の教育機関に適用している公衆送信に係る使用料等を参考に算出

■ 定期的な見直し

3年経過毎に、検討を加え、必要な措置を講じる

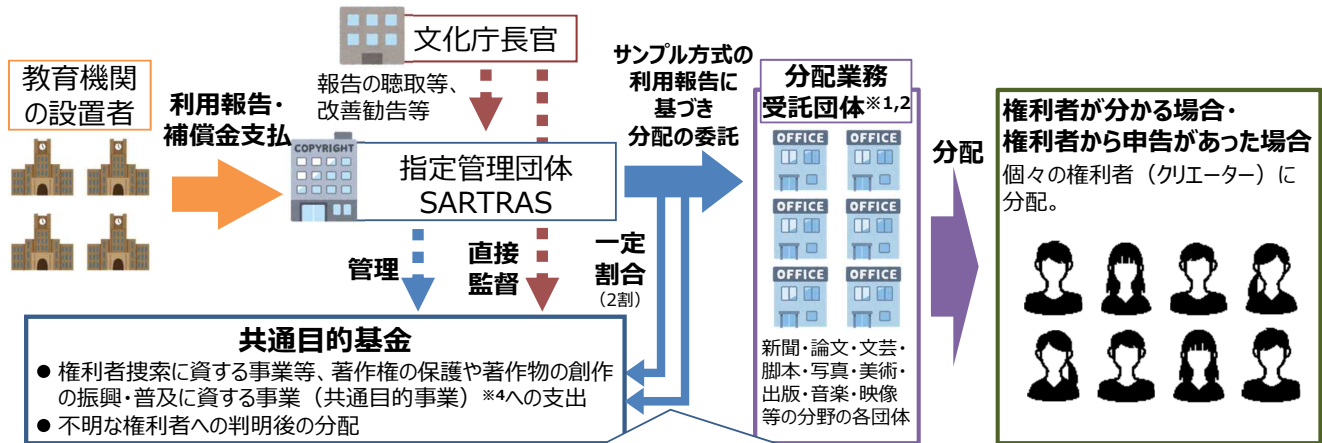
※1：学部や学科、学年、クラス別に支払いの有無を区分可能。

人口減などで教育機関の維持が困難な地域に存する教育機関や通信制教育機関、特別支援学校・学級、履修証明プログラムの履修者、科目等履修生については50%減額。



補償金の分配スキームの概要

- サンプル方式による利用報告に基づき、著作物の分野毎の著作権等管理事業者等に補償金の分配を委託し、受託団体ができる限り個別の権利者に分配。また、著作権の保護や著作物の創作の振興・普及に資する事業（共通目的事業）に支出。
- 権利者特定分のみ受託団体に分配を委託。それ以外の補償金収入額はSARTRASが管理し、文化庁が直接監督することで透明性を確保。



権利者が不明な場合、共通目的基金に繰り入れたうえで、最大10年間※3検索

※1：権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有する著作権等管理事業者又は権利者団体。分配の再委託は原則不可。ただし適正で効率的な分配を実現するためやむをえない事情がある場合、SARTRASの承認を得て可能。再委託に係る経費は受託団体が負担。 ※2：分野を網羅する団体がない場合は、その設立支援を行う（大学教員への分配の窓口となる団体が来年度に設立される予定）。また、海外の権利者に対して分配を行う窓口となる団体を本年夏頃を目途に設立し、来年度中に外国の権利者団体と双務協定を締結予定。 ※3：一般債権の消滅時効が最大10年であることから。 ※4：2022年度以降の事業実施に向け、学識経験者6名を委員として含めた共通目的事業委員会（全13名）をSARTRAS内に設置、2021年8月より具体的な事業内容の検討開始



文化審議会著作権分科会（第61回）（第21期第1回）資料8

『授業目的公衆送信補償金制度』の本格運用についてから抜粋、一部加筆

7

申請状況

2021年7月31日現在

登録設置者件数	国立	79	教育機関種別	学校数※	申請件数	申請率
	公立	865	幼稚園	9,698	192	2.0
	私立	875	小学校	19,525	8,599	44.0
	その他	57	中学校	10,142	4,275	42.2
合計		1,876	義務教育学校	126	58	46.0
			高等学校	4,874	1,761	36.1
			中等教育学校	56	31	55.4
			高等専門学校	57	1	1.8
			大学・短大	1,118	658	58.9
			特別支援学校	1,149	429	37.3
			専修学校	3,115	673	21.6
			各種学校	1,102	41	3.7
			保育所	-	71	-
			幼保連携型認定こども園	5,847	28	0.5
			放課後児童クラブ	-	4	-
			省庁等大学校	-	5	-
			職業能力開発施設	-	104	-
			その他（社会教育施設、他）	-	0	-
			合 計	56,912	16,930	29.8

※学校数は、文部科学省学校基本調査より（2020年5月1日現在）



今後の課題

- 授業目的公衆送信補償金の分配における教育機関にかかる作業負荷の軽減と分配精度向上とのバランス
 - 利用報告数を増やす一方で、教育機関にかかる負荷を軽減する対策が必要
 - 著作物のデータベース（教育の現場で利用可能な著作物そのもののデータ、権利情報）の構築・活用
 - 例「教育目的利用の写真データベース」の取組
 - 利用報告著作物の著作権者特定の精度向上の対策が必要
 - 利用報告著作物の著作権者特定のための作業負荷（特にインターネット上にある著作物を利用した場合）
 - フィンガープリント、AI技術の活用
 - 団体非所属権利者の連絡先確認
 - 海外の権利者の連絡先確認



D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：協同組合日本脚本家連盟

1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

【回答】

- ・ 管理率は約 55.45%（2018 年度に地上波及び BS 波で放送されたドラマ、アニメ及び劇場用映画等の脚本家延べ人数から算出した割合＝10078 人／18175 人）。
- ・ 集中管理の促進について賛成。膨大なアーカイブの利活用を進めるには、権利者不明作品の増加を防止し、円滑な権利処理が行えるような環境を整えることが不可欠である。権利の保護を図りつつ、それを実現するには、権利の集中管理を推進するのが最善の方策と考える。
- ・ 非構成員（アウトサイダー）の当連盟への加入に取り組んでいるが、事業者が当連盟入会希望者に対して圧力をかけて加入を阻止することが後を絶たない。また、当連盟員への脚本執筆の委嘱を避けることや、今後は当連盟員に発注しないとの事業者の言動は日常茶飯である。

2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

【回答】

知的財産推進計画 2021 にある「過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度」の具体案が示されなければ判断できないが、一元的である以上、既存の著作権等管理事業者の存廃を含む影響が懸念される。

3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

【回答】

- ・ 同一分野の複数の権利団体による連携は、新規参入制限を撤廃した著作権等管理事業法の制定意図に反する。また、独占禁止法の観点からの検討も必要と思われる。連携が再委託の場合、権利者にとって、管理手数料の負担増につながるため、例示のように、再委託が合理的かつ効率的なレアケースに限り有効と考える。
- ・ 権利者情報等データベースには、個人情報も含まれるため、権利者情報等の共有は、その点を含めて検討すべきである。また、管理事業者等は権利者情報等データベースの整備・運用に長い年月と多大なコストを投じ続けていることも考慮すべきである。

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】

- ・ 管理事業者等は、権利者との管理委託契約により権利行使し、使用料を徴収分配しているものであり、非構成員の意思を超越して管理することはできない。事務管理準用についても、管理事業者等は業として行っていること、流通しているコンテンツの多くは権利者が明らかなコンテンツであること、権利情報（契約による使用料基準や権利持分割合等）が不明であり、非構成員の意思に反したり、非構成員にとって不利な場合があったりすること等から事務管理を準用するには法的にも限界があると思われる。
- ・ 念のため付言すると、構成員か否かにかかわらず、コンテンツ利用の際には、権利者の許諾を得た上で、対価が支払われるのは当然である。還元とした意図が不明。

5. いわゆる拡大集中許諾制度について

【回答】

- ・ 拡大集中許諾制度が、許諾権の制限を前提とするものであれば導入に反対である。
- ・ 前述のとおり、許諾権の制限を前提としない場合には、制度導入の法的正当性をしっかり担保することが不可欠と考える。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

- ・ 私的録音録画補償金制度が機能不全に陥っているが、私的複製がなくなったわけではなく、私的複製された著作物等が、SNS や動画投稿サイト等を含むネットワークサービスで利用されることで、権利者の利益が不当に害されている状況は変わらない。権利者の損害を補償する制度の再構築が必要である。
- ・ 主に海外の動画配信サービス事業者が、脚本家に脚本執筆を委嘱する際、著作権の買い取り（バイアウト）を迫る事例が頻発している。それでも創作の機会を失いたくないというクリエイターは泣く泣く安価な脚本料に甘んじるケースも多く、こうした海外の事業者に対しても適用される、独占禁止法等のような、個人のクリエイターの保護策を整備する必要がある。日本の知財の海外への流出が既に始まっている。クリエイターの意思に反する不公正な取引を排除し、公平で公正な権利及び報酬が保障されない限り、良質なコンテンツを生み出すサイクルは機能していかないのではないかと危惧する。

以上

D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：協同組合日本シナリオ作家協会

1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

- ・当協会における脚本分野の管理率は 15.3%
※ 2017 年度に公開された劇場用映画等の脚本家延べ人数と、同年度に地上波及び BS 波で放送されたドラマ・アニメ・劇場用映画等の脚本家延べ人数から算出した割合＝2,841 人／18,561 人
- ・集中管理の促進については賛成。著作権等管理事業者として、著作権者の保護と著作物の利用を円滑にし、文化の発展に寄与するためには、大変有効であると考えている。
- ・集中管理を推進する取組として、管理事業の整備はもちろんのこと、組合員増をはかることが重要であるとして、脚本家の後進育成事業、脚本に特化した書籍・雑誌の出版事業や催事等を活発に実施してきた。今後もそれらを継続しつつ、喫緊の課題として、既存の放送・映画のみならず、配信分野での脚本家の活動の円滑化・環境整備をはかることとして、組織内で対応を検討している。

2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

- ・今回の「簡素で一元的な権利処理」に関する審議については、7 月 19 日付の文部科学大臣「諮問概要」によれば、拡大集中許諾制度等を基にした権利処理方策を前提とするとされている。拡大集中許諾制度の性質上、許諾権の制限を前提とした議論となる可能性を懸念する。許諾権を制限することには反対である。
- ・仮に拡大集中許諾制度やそれに類する制度が実施された場合でも、脚本分野に関しては、組織に属している一部を除く、非構成員の大多数への対価還元の実現性は低いと考えられる。一方で、一元管理を行う団体についても、課される権利者探索の義務の程度や手数料額によってはむしろ減益となり、構成員の不利益にも繋がるのではないかと懸念する。適切な対価還元の実現性は低いと考える。

3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

- ・現在の取組としては、再委託のかたちで、他の権利者団体等との連携の元、CATV 事業者によるテレビ同時再送信団体契約、海外での著作物使用料等徴収に関する分配等において、窓口の一元化を実現できており円滑な運用がなされている。
- ・仮に窓口の統一やデータベースの構築・運営を行う場合、特定の団体に負担を課さず、国の文化政策の一環として実施していただきたい。

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

- ・集中管理団体が構成員に適用することとして運用する使用料規程や利用者団体との協約等を、非構成員の著作物の権利処理に際して準用することについて、法的課題をどのようにクリアできるのかが疑問。
- ・非構成員は、集中管理団体の構成員が本来負うべき義務（会費、団体運営への協力等）を負担することなく、著作権等管理事業のサービスを享受することとなる。その一方で、フリーライドによって公平性が保たれないという構成員の不満が生じる可能性が高い。事業を組合員のために行うことを基本的性質としている協同組合である当協会においてはなおさらである。
- ・一方では、構成員となる可能性のある者が非構成員として集中管理団体のサービスを享受することに満足することで、将来的に集中管理団体の構成員が減少し、団体の維持が困難となり、却って集中管理の抑制を招くことを懸念する。

5. いわゆる拡大集中許諾制度について

- ・「4」で回答したように、集中管理団体の弱体化に繋がり、結果的に拡大集中許諾制度によって、却って著作物の利用の促進が制限されることを懸念する。
- ・オプトアウトによって許諾権の実効性を確保することも可能ではあるものの、実務上、著作権者は画一的に利用条件を制限させざるを得ないと考える。著作物の利用方法や条件はケースバイケースであり、著作権者が著作物の利用を自由にコントロールできる許諾権を定めた著作権法の趣旨に反すると考える。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

- ・デジタルプラットフォームサービスと権利者との地位の差によるバリューギャップ問題は、GAFA等の大手デジタルプラットフォームサービスとの間だけではなく、放送事業者等が運営するデジタルプラットフォームに関しても生じている。各社が映像コンテンツを自社配信する際の脚本使用料率は、2005年に権利者団体と利用者団体協議会とで、当時の未成熟であった配信市場の事情を考慮したうえで暫定的な料率として取り決められたが、15年以上更新されず運用され続けている。各利用者団体には更新を求め続けているが合意を得られていない。2005年当時の暫定料率の合意は、行政の働きかけがきっかけになったと聞く。現状に則した適切な対価還元が実施されるための方策を行政に策定していただきたい。まずは利用者団体協議会の再結成を働きかけていただくことを強く望む。

DX時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名： 一般社団法人日本写真著作権協会

1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

【回答】

- ・ デジタル時代に対応したコンテンツ利用の円滑化を目的に集中管理を促進するという考え方に対し、合目的的に反対するものではないが、一言で「集中管理」といってもその態様は様々であり、現時点で具体的な考え方を示すのは困難であるが、コンテンツ利用促進を名目に許諾権たる著作権の性格を弱める（補償金請求権化する等）形での「集中管理」には反対。

2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

【回答】

- ・ 一般的に言って、「集中管理」によるコンテンツの円滑利用促進の結果、違法利用行為が減少し、使用料が適正に確保されることは、様々なステークホルダーにとって望ましい結果になるものと思われる。
- ・ 一方で、「集中管理」の在り方にもよるが、各団体への利用料配分のルール作り、いわゆるノンメンバーの関わり方等に係る具体的な制度設計にあたっては、相応の調整コストがかかるものと思われる。

3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

【回答】

- ・ 「集中管理」の具体的な制度設計にあたっては、当然のことながら権利者情報等を一元的・集中的に管理するための新たなシステム開発が必要となるが、同開発に係る費用については国が責任を持って負担すべき。

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】

- ・ ご質問の趣旨が必ずしも明らかではないが、権利者不明の著作物の円滑利用促進のためには、いわゆるノンメンバーに対する対価還元も必要と考えるが、ノンメンバーの「関与」の在り方や「対価還元」の在り方が不透明な現状では、具体的な意見表明を行うのは困難である。

5. いわゆる拡大集中許諾制度について

【回答】

- ・ 上記1～4と本質問項目との関係が必ずしも明らかではないが、いわゆる「集中管理」に対する現段階での考え方は、上記で回答した通りである。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

- ・ 今後「集中管理」の議論を進めていくのであれば、権利者への対価還元や著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発に係る「伝統的な」論点にとどまらず、次世代のクリエイターの支援や、日本のコンテンツの後世への継承の在り方など、より包括的な視点で議論を行うべき。

DX時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名： 一般社団法人 日本美術著作権連合 （略称：美著連）

1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

【回答】

- ・ 組織率は、分母を10万人（国勢調査の画家、彫刻家、及びインハウス以外のデザイナーの合計数より推定）とした場合、およそ10%となる。
- ・ 美著連は権利委託管理団体ではないものの、日本複製権センター(JRRC)、SARTRAS 等における美術分野の代表として活動している。JRRC への委託は各加盟団体と個々人との間で行われたものを、美著連がとりまとめている形だが、各加盟団体では、委託率の向上に努めると共に、亡くなった会員の継承者の把握と、引き続き委託を受ける努力を行い、これ以上オフファンワークスを新たに生み出さないための活動を進めている。
- ・ 利用促進と、違法利用の防止の意味で、集中管理は有効であると考えているが、美術では著作物の利用態様も他分野とは違うことから、集中管理を進める際には、美術分野に特化した委託・管理方法の検討が必須であり、権利者の意思や作品への思いを尊重する「オプトアウト」を制度に盛り込む事も必要であると考えます。

2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

【回答】

- ・ 利用促進、違法利用防止の効果があると思うが、美術で実現するには壁が3つある。
- 1) 検索：一元的管理にはDBが必須であるが、美術の権利者探索には「画像検索」の技術開発が必要だ。便益性を考えれば、画材、テーマ等、様々な角度からの検索も必要で、DBの構築・更新のコスト及びマンパワーの費用は大変大きく、国の支援が必要になる。
 - 2) 網羅率：美術家の多くは性分として、個人の自由意思を一義とする考え方が強く、一元的管理を生理的に好まない傾向にあるため、網羅率の低いDBしか作れない。解決には、一元的管理が許諾権を制限するものでないこと（権利者の意思を反映するオプトアウトなど）、有益性があることを示す必要があり、DBへの登録喚起の啓発活動については、国もシステムを共に考え、大きな「流れ」として権利者に協力を求める形にしたい。
 - 3) 管理：音楽分野に比べ、美術は権利委託管理業務の経験が浅い（あるいは未経験）ため、大規模で一元的な管理・処理について戸惑いを感じる。それでも一歩踏み出せば、著作権委託管理業務のDBシステム開発、セキュリティ、経理などの経営、コンプライアンス、等について相談できる、公的で無償のアドバイザーがいると心強い。

3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

【回答】

- ・ 分野の横断を前提としつつ、DB の項目や検索は各分野の特性に沿った形でそれぞれ違う、という形で構築する方が望ましい。
- ・ オープン実証事業実行委員会の探索で権利者が確定したものや、パブリックドメインの確認が取れた著作物を DB に加え、更に各団体が物故者の継承者の把握に努めることが出来れば、将来的には、真に便益性のある横断型データベースも実現できそうだが、美術の画像検索に限らず、国からの技術や費用の支援は不可欠である。

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】

- ・ 対価還元は美術家の創作環境向上に寄与するので、美著連が関与するのは当然である。
- ・ しかし一方で、分配業務だけでなく、探索業務にも大きな費用とマンパワーが必要なことから、その費用が手数料で賄いきれなくなるケースもある。

実際として、そのような場合であっても非構成会員のための探索と分配業務に十分な経費を準備するため、SARTRAS では大変な苦勞をしていることから、非構成会員へのサービスを行うためには、現行の考え方の緩和や見直しが必須であると考えます。

具体的には、管理団体の収益における事務管理費の比率の引き上げや、共同目的事業基金の使途の制限の緩和、業務の一部再委託の容認など、現実 に即しての緩和が望まれる。

5. いわゆる拡大集中許諾制度について

【回答】

制度設計が具体的に示されていない現時点では、2 で記述した以上の回答は難しいが、『利用促進という目的について、権利者の許諾権を法で制限したり、フェアユースを容認することによってスピーディに達成する』姿勢は安易であり、同意出来ない。

また、一気に拡大集中管理へ進まなくても、まずは裁定制度を見直す（各団体のデータベースと連動させたり、全ての分野の使用料目安がネットで一覧できるなど、ワンストップの仕組みを作る）ことで、利用促進に寄与できないか、検証してほしい。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

- ・ 集中管理に協力する団体の経済的負担＋人的負担が大きい事はサートラスの事例を見れば明らか。今後、更に集中管理を進めるのであれば、負担を負う協力団体に対して、文化庁からの協力支援と共に、「国からの経済的な助成」が必要不可欠である。
- ・ プラットフォーマーが著作権侵害の是正に対応するよう、制度を整備してほしい。また、海外での著作権侵害を民間の力で是正することは難しいことから、国のサポートが受けられる制度の必要性を強く感じる。

D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：一般社団法人 日本美術家連盟

1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

【回答】

美術分野は、管理率が非常に低いのが現状です。管理事業者は、複数存在しますが、著作権者から管理事業に積極的に委託しようとする動機付けが乏しいと考えられます。

集中管理の促進について、利用の促進とデジタル・ネットワーク環境における著作権者の利益の保護の観点から、基本的には賛成です。但し、集中管理は管理事業法に言う「一任型」を基本にすると考えられることから、個々の権利者が独自の判断や条件を持って著作物の利用に対応するという点からは制約がありますので、集中管理の促進が私権の抑圧につながるものがないよう注意する必要があると考えます。

現在の状況で最初の問題は、権利者へのアクセスルートが明確ではないということであり、一元的な管理はその先にある課題と考えます。

当連盟は、一任型と非一任型を併用する著作権管理事業により、まずは権利者へのアクセスが容易となるよう努力しております。

2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

【回答】

簡素で一元的な権利処理の仕組みが、著作権処理の手間やコストを削減し、然るべき収益を個々の著作者・著作権者にもたらすのであれば、歓迎すべきことと考えられますが、現時点でこの「簡素で一元的な権利処理の仕組み」の具体的なイメージがわかりません。この一元的な処理のシステム構築のために、権利者の権利の切り下げや、個々の著作権管理団体の自律した活動が抑制されるものがないようにしなくてはならないと考えております。

3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

【回答】

オーファンワークス実証事業委員会では、文芸、脚本、写真、美術等の著作者団体が、裁定制度の利用円滑化に向けた研究を実施してまいりました。各分野の管理事業を経験した権利者団体が裁定制度に積極的に関与することで、制度の利用申請者に対して、その負担軽減を図るとともに、同制度の円滑な運用に向けて課題を洗い出すことができました。管理事業団体が裁定制度の運用に関与することは、各分野の実情を把握していることもあり、裁定を円滑に進めるうえで大変有効であることが確認されましたが、同時に、処理コストの問題等、運用面、法制度面で解決しなければいけない課題も多く見出されました。

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】

ここで、非構成員という言葉が何を指すのか、不分明であるため、回答しにくいところがあります。仮に、管理事業者の管理外の著作物著作権者と仮定するとして、そういったアウトサイダーにも個々できちんと実際の著作権処理に対応している方から、著作権処理に通じていない方、無関心な方まで様々いると想像します。

これをひとからげにして、使用料分配への関与の意義について問われても、なかなか答え難いです。個々の立場できちんと処理されている方に対して、外部の者が勝手に嘴を入れるのは全く迷惑なことになるでしょう。逆に、著作権処理がままならない方に、外部からお手伝いすることは喜ばれるでしょう。

アウトサイダーの権利処理が円滑に行われ、利用を促進し、著作権意識を高めることは、分野全体の利益につながると考えるものの、アウトサイダーを十把一絡げにして論じることはできませんし、法的関係も現時点でイメージできません。

5. いわゆる拡大集中許諾制度について

【回答】

拡大集中許諾制度は私権への介入であることから、現行の裁定制度の限界による課題を明確にしたうえ、慎重に検討する必要があると考えます。

現行裁定制度は、オーファン実証事業委員会の研究においても、いくつかの課題が指摘されていますが、これを克服できるならば著作物の利用円滑化に向けて、有効な方法となる可能性があると考えます。

拡大集中処理については、裁定制度の改良によっても残った課題を解決するため、限定した方法として検討の俎上にあげてもよいのかもしれませんが。例えば、裁定制度の対象となった著作物に限り、次回以降拡大集中処理の対象とする等、裁定制度と部分的な拡大集中処理を組み合わせた考え方があるかもしれません。しかし、少なくとも、連絡先が判明しているような権利者にまで、拡大集中処理を及ぼすのは、そこにオプトアウトを選択できるとしても、現時点では適正ではないように思われます。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】 著作権所在情報の提供窓口について

現在、一つの分野には複数の管理事業者が存在しています。また、管理事業者の管理外の権利者であっても、連絡先が判明している権利者は結構多いように思われます。しかし、そういった情報は分散しています。権利者不明著作物の取扱いについての対応と同時に、分散している情報をゲートウェイ的に提供する窓口の仕組みがあれば、利用に資するのではないかと考えます。また、このような仕組みは、規模の大きい管理団体であれば分野全体の利益に資する活動として実施できるかもしれませんが、規模の小さな管理団体しかない分野では負担が大きいため、出来ることであれば、行政が著作権制度運用のインフラ整備の一環として構築いただくのが望ましいのではないかと考えます。

DX時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名： 公益社団法人日本漫画家協会

1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

【回答】

- ・ 組織率 分母である日本国内の漫画家総数を約2万人（出版物貸与権管理センター著作者登録総数より）と仮定した場合、弊会の現在の会員総数約二千五百人での組織率は単純計算で12.5%となる。
- ・ 集中管理の促進について 今後の国際的なコンテンツの相互利用や読者、二次使用を希望するユーザーの利便性の向上を図る意味でも賛成だが、丁寧に段階を踏み、制度としてどこかに不利益を生じさせないことはもちろん、不透明な仕組みに見えないよう配慮しながら促進する必要がある。
- ・ 弊協会では著作権管理事業の認定を受け、まずは物故作家などを中心にアーカイブの分野で作品が埋もれずに利活用されるよう取り組み始めたところである。

2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

【回答】

- ・ コンテンツと利用者を近づけることで利便性が上がり、正規利用を促進させることが期待できる。またそのことによって海賊版の抑制につながることも期待される。
- ・ データベース構築や分配の仕組みの調整に大変なコストと労力が見込まれることが懸念される。

3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

【回答】

- ・ 分野によって組織率に大きな隔たりがあり、また分配能力など実務についても差がある。先に回答した通り弊協会の組織率はまだまだ低い水準にあり、漫画分野に特化したと仮定しても一元化した権利処理を実現するためには組織率の向上は欠かせない。その上複数の権利団体との連携で権利処理を行う、という概念自体が著作権者に充分理解されているとはいえない現状があり、そのようなコンテンツの利活用がデジタル化社会からの強い要請であることのみならず著作者自身に及ぶメリットをいかに周知できるかが当面の課題。
- ・ まずそれぞれの分野が一元的な権利処理を目指し、必要に応じて横断的に連携することにより、最終的にオーファンの問題の解消や統合的なアーカイブ作品の利活用など全体的かつ俯瞰的なコンテンツの運用が見込まれる。
- ・ 非構成員への分配実績を積み上げ、データベースの拡充を図っていく必要があるが、漫画分野唯一の公益社団法人である職能団体としてその責務を果たしていきたい。

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】

- ・ 賛成 現在実施されている教育分野での補償金制度を例にするならば、幸いにして漫画分野での補償金対象は、対応可能な処理数で推移することが予想される。構成員に限らず可能な限り非構成員についても分配対応することで補償金が一括かつ効率的に権利者に分配することができる。著作権者の理解は大前提ながら弊協会が漫画分野での非構成員に対する対価還元にも責任をもって関与し分配効率の向上などに貢献することは、弊協会の構成員の拡大につながることも期待される。

5. いわゆる拡大集中許諾制度について

【回答】

- ・ 非構成員の方々からのご理解があつて初めて成り立つ考え方であり、将来的な課題としては視野に入れるべきなのかも知れないが、制度の在り方については慎重に検討していくべきと考える。

利用の簡便化が時代の要請であることは理解するが、著作権の本来の趣旨である「創作活動の保護」という趣旨を逸脱するようなことがあつてはならない。「許諾権」は漫画の海賊版を対策するために必要不可欠であるし、業種によっては交渉機会としての生命線である。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

- ・ 対価還元に関する考え方は前述のとおり。著作権侵害の最大の課題は海賊版対策となるが、コンテンツの正規利用の利便性を上げることにより海賊版の自然な減衰を目指しつつ、罰則規定などでしか対応できない事例などがあるとすれば、丁寧に精査し対策を検討したい。著作権制度の普及啓発は分野ごとに発信することも大切だが、著作権者全体としての普及啓蒙も必須であると考え。そういったあらゆる活動において積極的に発信したい。

DX時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：一般社団法人日本音楽著作権協会

1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

【回答】

- 「音楽著作物の権利者全体に占める当協会の委託者（構成員）の割合（≒組織率）」や「音楽著作物全体に占める当協会の管理著作物の割合（≒カバー率）」については、当協会の委託者ではない権利者（非構成員）や非管理著作物の総数を把握できないため、回答することが難しい。
- ただし、商業的に流通している音楽著作物については、作詞者・作曲者が当協会の委託者ではない場合にも、音楽出版者等を通じて当協会（又は NexTone 社）に管理が委託されていることが一般的であることから、大部分が集中管理団体に管理されていると思われる。
- 権利者の権利行使の実効性を高め、利用者の利便性にも資することから、集中管理の促進には基本的に賛成である。ただし、いわゆる DIY クリエイターなどが増加している状況も踏まえ、集中管理を望まない権利者もいることに十分配慮すべきである。
- 信託契約締結手続の電子化など、権利者が簡便に当協会に管理委託をすることができるようにするための検討を多角的に進めている。

2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

【回答】

- 少なくとも音楽著作物（歌詞・楽曲）の分野においては、現行制度を基にした集中管理（団体）の仕組みにより、簡素で一元的な権利処理が既に一定程度機能していると考えている。
- 現状以上に簡素で一元的な仕組みを新たに制度的に設けようとする、権利者の権利の切り下げにつながりかねないことが懸念される。

3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

【回答】

- 一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会（MINC）と連携して、音楽分野のデータベースの構築に取り組んでいる。
- 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）については、複数の分野の権利処理の窓口が統一され利用者の利便性が向上するなどのメリットも大きいものの、様々な立場から多様な意見を持つ各権利者（団体）の意見を集約して分配に係る仕組み等を構築することの難しさも感じているところである。

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】

- 商業的に流通している音楽著作物については、作詞者・作曲者が当協会の委託者ではない場合にも、音楽出版者等を通じて当協会（又は NexTone 社）に管理が委託されていることが一般的である。この場合、当該音楽出版者等を通じて委託者ではない作詞家・作曲家（非構成員）にも対価が還元される仕組みが既に存在している。
- 当協会が管理していない楽曲の権利者（非構成員）に対する対価還元に関与することについて、管理団体としてのメリットは特段想定されない。
- むしろ、明確な意図を持って当協会に管理を委託していない権利者も相当数存在すること、対応するためのシステムや業務フローの改修には相当のコストが生ずる可能性があることなどを踏まえると、そういった権利者の対価還元に関与することには困難な点が多い。

5. いわゆる拡大集中許諾制度について

【回答】

- どのような分野を対象と考えていて、実際にどのような問題が起きているかという立法事実が明らかにならないと明確な賛否はいえないが、以下の点に十分留意して、慎重に検討すべきである。
 - ・ 許諾権を一律に制限する制度を設けることは、「権利保護」の観点から望ましくない。仮に対象分野等を限定して導入する場合であっても、実効的なオプトアウトの仕組みを併せて設ける必要がある。
 - ・ 少なくとも音楽著作物（歌詞・楽曲）の分野では、既存の集中管理（団体）の仕組みで基本的には対応可能である。また、管理団体が集中管理している楽曲であっても、使用料額の決定権を各権利者が有している場合（外国曲のシンクロ利用など）など、そもそも拡大集中許諾制度にはなじまない利用もある。
 - ・ 制度設計によっては、本来利用者が負担すべき権利処理コストをそのまま権利者（団体）に転嫁する制度になりかねないため、非構成員の搜索、分配などに係る集中管理団体のコスト負担の在り方についてあらかじめ決めておく必要がある。
 - ・ 拡大集中許諾に基づき集中管理団体が徴収する使用料について、分配対象の権利者の所在等が判明しない場合の取扱い等について、整理しておく必要がある。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

- 「権利保護・適切な対価還元」と「利用円滑化」の両立を基本とするのであれば、既存（過去）のコンテンツの流通促進の観点だけではなく、創作者が新たなコンテンツを不断に作り続けるための仕組み・制度をどう整えていくかという観点こそが重要である。
- なお、このような観点の下、新たに創作されるコンテンツについて契約に基づく権利処理や権利情報のデータベース化を進めることで、権利者不明問題等については、拡大集中許諾のような制度を導入することなしに相当程度解消できるものとする。

DX時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：一般社団法人日本レコード協会

1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

【回答】

商業用レコードの放送二次使用料請求権及び放送番組配信に係るレコード送信可能化権等について、当協会の集中管理に委託するレコード製作者の組織率は 90%以上と推計され、2020 年 11 月からは、インターネット独自番組の一斉同時配信等（いわゆるウェブキャストイング）についても、レコード送信可能化権の集中管理を開始し、委託者からウェブキャストイングに係る権利管理委託も追加で取り付けている。集中管理事業化を検討するに当たっては、委託者である各レコード製作者の基幹ビジネスと競合しない利用であることを前提に、適切な水準の対価還元、権利処理の取引コスト低減等の観点から、メリット・デメリットを丁寧に見極める必要がある。

2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

【回答】

集中管理によってレコードの利用機会が増加して権利者への対価還元が拡大する状況が期待される一方、既に権利者が個別に利用者から許諾料を得ている場合は、集中管理の導入によって自らへの配分が減少する恐れもあり、とりわけ、商業ベースで流通しているレコードの集中管理事業化にあたっては慎重な検討を要する。また、権利者による自己管理であれば、許諾申請受付の段階でレコードの利用態様を確認した上での諾否判断が可能となる一方、応諾義務が伴う集中管理の下では、権利処理手続が簡素化される中で、権利者が本意としない態様でのレコード利用の発生が懸念される。

3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

【回答】

放送関連その他の権利管理（二次使用料請求権、放送番組配信・ウェブキャストイングに係るレコード送信可能化権等）について、当協会が他のレコード製作者団体から復委任を受ける形でレコードについては一元的な管理窓口となっている。また、レコード製作者団体の他、音楽著作権団体・実演家団体とも連携して、音楽権利情報等を横断的に集約化したデータベースの整備及び公開を進めており、本年 4 月に設立された「一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会」が運営する「音楽権利情報検索ナビ」を基盤として、散在する音楽権利情報等の更なる拡充を図っていく。

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】

簡素で一元的な権利処理を実現するために、集中管理団体はまずは委託者の組織率の向上に努める必要がある。また、集中管理団体を窓口として非委託者にも対価還元を行う仕組みを考える場合、集中管理団体が一定の役割を担う重要性は理解するものの、他方で、非委託者に対して対価還元を行うために必要となる人的・物的コストの取扱いが課題となる。集中管理団体は、委託者の利益拡大が重要ミッションとして期されている中、非委託者分の使用料管理（分配留保金の管理、非委託者からの分配請求対応等）に要する諸経費を、本来であれば委託者に配分されるべき使用料原資の一部を費やす事態に陥ることが懸念される。委託者の利益を損なうことなく非構成員への対価還元を図るためには、集中管理団体だけでなく、利用者側の関与も必要とされる。

5. いわゆる拡大集中許諾制度について

【回答】

拡大集中許諾制度は、相当数の権利者を管理する集中管理団体が前提とされており、全ての権利分野においてあまねく検討できるものではないと理解している。また、同制度は、オプトアウトの可否を問わず、非委託者においては権利制限に類する効果を発揮し得ることから、利用目的の公益性・利用実態や権利者に及ぼす不利益など、スリー・ステップ・テストに照らしながら、同制度が実際に機能し得る権利分野・利用分野を精査する必要がある。また、非委託者分の使用料管理については、前述4のとおり、集中管理団体に発生する人的・物的コストの取扱いも課題である。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

プラットフォームサービスと権利者との間に生じているバリューギャップの解消について、2019年に成立したEUの「デジタル単一市場における著作権指令」では、大量のUGCを公開し一定以上の規模を有する動画投稿サイト運営事業者を公衆伝達行為の主体と認定し、権利者との契約締結と無許諾配信の防止を求める枠組みが規定されている。わが国においても、EU加盟国における国内法整備の状況や実際の運用状況を参照しながら、時機を逸することなく同様の法的枠組みを検討する必要がある。また、長年にわたって検討されてきた私的録音録画の問題についても、DX時代を見据えた対価還元施策を検討すべきである。

レコード協会による集中管理範囲

1. 放送番組

	放送	ストリーミング配信	
		同時配信	オンデマンド配信 (追っかけ・見逃し・アーカイブ)
レコード製作者の権利	二次使用料請求権	送信可能化権	
レコード協会による 権利管理の位置づけ	文化庁長官の 指定団体としての管理 ^{※1} _{※2}	著作権等管理事業者としての管理	
種 別	NHK・民放テレビ	○	○
	民放ラジオ	○	(放送後1週間以内の一定配信) ○ ^{※3}

※1 国内外の放送事業者への番組提供、番組コンクール等への出品、番組のPR・宣伝活動への利用等、著作権法44条(同法102条1項による準用)を超える放送関連業務でのレコード複製(放送用複製)についても、二次使用料額の取決と一体で包括許諾

※2 二次使用料はレコード協会のみが請求可能(著作権法97条3項に基づく文化庁長官の指定団体)、放送用複製については著作権等管理事業者として管理

※3 各番組の聴取可能時間が、聴取者による当該番組の聴取開始時刻から24時間以内であり、かつ、累計聴取時間が3時間以内とされている配信

2. ネット独自コンテンツ

管理対象の 配信形態	放送番組以外の音声・映像コンテンツの一齐同時配信 (ただし、スポーツ催事映像コンテンツについては、一齐同時配信の他、最長1年間のオンデマンド配信まで集中管理)
許諾条件	・スポーツ催事映像コンテンツ以外の配信については、アメリカ著作権法114条の強制許諾要件を参考に、 レコード利用曲数制限等を設定 ・実演家の名誉声望/レコードの芸術的価値を損なうおそれのある利用、政治/宗教/広告宣伝目的の利用を制限

1

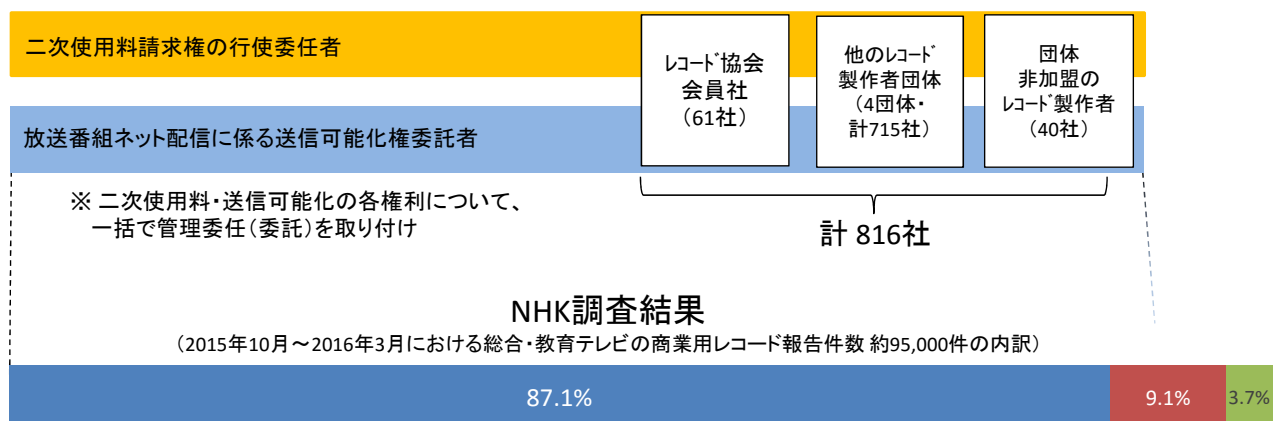
レコード協会による集中管理の組織率

・レコード協会に権利管理を委託するレコード製作者の数は816社(令和3年8月24日現在)であり、その全てが、放送二次使用料請求権の行使委任とあわせて、「放送番組ネット配信に係る送信可能化権」の管理をレコード協会に委託

・レコード協会の管理割合は90%以上と推定

(情報通信審議会 情報通信政策部会 放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方について 最終報告書」(2018年8月2日)42頁 [NHK調査結果])

レコード協会の権利管理受託状況



■レコード協会が管理していると確認されたもの ■レコード協会による管理の該否が確認できていないもの ■レコード協会が管理を行っていないと確認されたもの(輸入盤を含む)

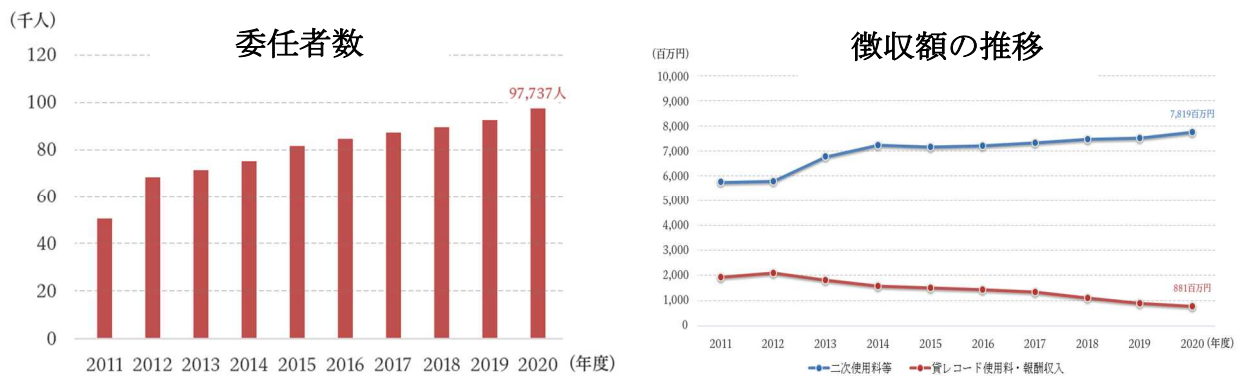
D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター

1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

【回答】

- ・ 芸団協C P R Aは、指定団体として、放送・有線放送、レンタル事業者が商業用レコード収録された実演（レコード実演）を利用する場合などのほか、著作権等管理事業者として、放送用録音や放送同時配信における利用について、集中管理を行っている。
- ・ 芸団協C P R Aは、放送番組のインターネット配信やウェブキャスティングにおける音楽の利用が広がりを見せる中、利用のニーズに対応すべく、集中管理範囲の拡充に努めてきた。
- ・ 委任者数や、徴収額の推移は下表のとおり。



- ・ 集中管理の仕組みについては発表用資料記載のとおり。

2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

【回答】

- ・ 「簡素で一元的な権利処理」が、処理の簡略化のみを追い求めて、実質的にクリエイター的意思や権利が蔑ろにされることがあってはならない。
 - ・ 芸団協C P R Aの実施している集中管理は、既に「簡素で一元的な権利処理」を実現しているものと認識している。
- 「簡素で一元的な権利処理」の、具体的内容を明らかにした上で、改めて、関係当事者からの意見を丁寧に聴取し、デジタル時代における公正な利用と権利保護のバランスを実現できるように慎重に検討すべき。
- ・ 現行制度下で既に存在する多様な集中管理に関する制度（例：指定団体制度、指定管理団体制度、著作権等管理事業法に基づく集中管理、著作権法上の固有の規定に基づく集中管理など）の特性や実態をいったん整理した上で、新たな制度や政策の在り方を検討すべき。
 - ・ 「簡素で一元的な権利処理」を検討する上では、複数の管理事業者が公正な条件下で競争することで、著作物等の公正な利用と権利保護を実現する趣旨で制定された著作権等管理事業法との関係を再度整理し、必要に応じて、その見直しも検討すべきであるとする（競争原理⇔一元化）。

3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

【回答】

- ・ 芸団協CPRAは、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の構成団体として、設立時より積極的に関与してきた。授業目的公衆送信補償金の処理においては、利用者である教育機関等の作業負荷の増大に配慮し、必ずしも正確な利用報告を受けられない一方で、分配は精緻なものとするよう求められるという矛盾が存在。精緻な分配には正確な利用データも必要となることに留意すべき。
- ・ デジタル時代における権利情報の集約化は、権利処理の円滑化に資することはもちろん、使用料等を権利者に分配する上でも非常に重要である。
- ・ 芸団協CPRAは、文化庁の実施する権利情報集約化の実証実験等にも精力的に参画し、本年4月には、音楽関係団体等とともに、「一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会（MINC）」を設立した。MINCを中心とした権利情報集約化を進めることで、これまで個別の団体ごとに行われていた情報収集・管理等の作業が一本化されることによる業務の効率化が期待できる。
- ・ 実演家の場合、一つの作品に対して多数の者が多様に参加するため、実演家団体のみで、これらの権利者を正確に把握することは非常に困難な作業となる場合がある。しかし、こうした枠組みを通じて、関連団体等と連携するなどして、音源制作時における参加実演家の情報を収集することができれば、より効率的な権利情報収集が実現できる。

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】

- ・ 商業用レコード二次使用や貸与に関する報酬請求権は、指定団体のみが行使できることや、実演家の権利の認知度が必ずしも十分でないことから、芸団協CPRAは、非委任者（非構成員）の権利の取り扱いについては特段の注意を払ってきた。
- ・ 具体的には、利用報告された楽曲の権利者が非委任者であった場合、当該権利者の委任取得に努めるとともに、その権利者が委任者となった時点で、一定の期間内であれば利用の時点に遡って分配が受けられる仕組みを、権利者合意に基づく分配規程により実現している。
- ・ ヨーロッパの実演家団体においても、類似の取組みを行っている例が数多く見受けられる。
- ・ このように、法の要請によらずとも、非構成員の権利を守る取り組みは既に実務上存在している。
- ・ 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元を検討する上では、このような実務上の取組みにも、十分に留意する必要がある。

5. いわゆる拡大集中許諾制度について

【回答】

- ・ 拡大集中許諾制度は、非委任者の権利処理円滑化に有効に機能する場合もあり得ると考えるが、著作物等の種類や利用態様等によっては適さない場合があることに留意する必要がある、円滑化を目指すあまり、クリエイターの意思や権利が蔑ろにされることがあってはならない。
- ・ 既に文化庁「平成29年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について」において整理されたとおり、法的な正当化について更なる検討を重ねるとともに、具体的にどのような利用態様や著作物等を対象に拡大集中許諾制度の導入を検討するのかを明確にした上で、わが国の実情に照らした方策となるように丁寧に議論をすすめるべきである。
- ・ 前述の非委任者の権利を守る実務上の取組みや、令和3年5月26日に成立した改正著作権法に放送番組の同時配信等における被アクセス困難者への対応が盛り込まれたことをふまえれば、少なくとも芸団協CPRAが集中管理を行っている実演の利用に関しては、非委任者の権利処理円滑化が問題となるケースはほとんど存在しないのではないかと。
- ・ また、検討にあたっては、諸外国における拡大集中許諾制度に関する最新動向のフォローアップも並行して進めるべきである。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

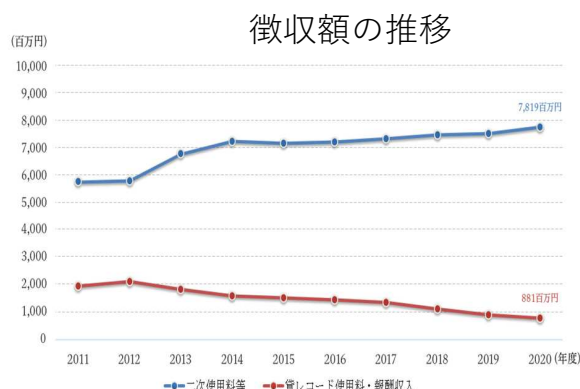
- ・ DX時代において、実演家の活動を取り巻く環境は急激に変化しているものの、実演家がコンテンツ、ひいては文化芸術の担い手であることに何ら変わりはない。
- ・ こういった激動の中でも、実演家の権利や立場がしっかりと保護され、良質なコンテンツの創出サイクルが守られるような仕組みづくりをしていく必要があることから、審議事項（2）において検討が予定される「クリエイターへの対価還元」や「バリューギャップ」の問題について、諸外国（特にEU各国）の最新動向も注視しつつ、むしろ積極的に検討を進めるべきである。
- ・ 当センターの集中管理に関する直近の課題として、ウェブキャスティングに関する集中管理の拡充問題がある。現在は、集中管理の対象となる利用対象が限定的であることから、ウェブキャスティングにおける利用のニーズに十分に対応できていない。令和3年3月11日付の総務省「ウェブキャスティング事業者の権利処理における課題及び要望 取りまとめ」においても、ウェブキャスティング事業者から、対象となるサービスが限定的であることから、管理対象拡充の要望が示されている。

D X時代に対応した著作権制度・政策の 在り方に関する意見

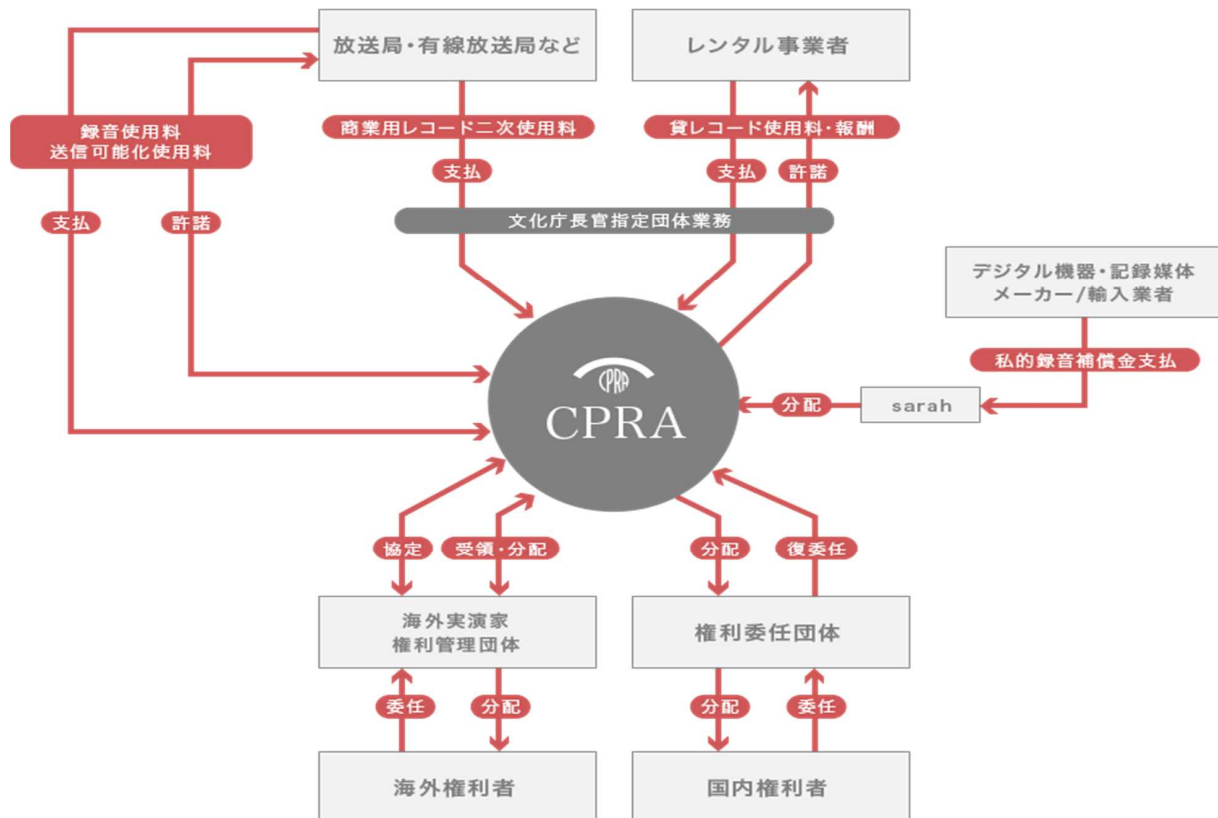
公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター

芸団協C P R Aにおけるレコード実演の集中管理

- 芸団協C P R Aは、指定団体として、放送・有線放送、レンタル事業者が商業用レコード収録された実演（レコード実演）を利用する場合などのほか、著作権等管理事業者として、放送用録音や放送同時配信における利用について、集中管理を行っている。
- 芸団協C P R Aは、放送番組のインターネット配信やウェブキャスティングにおける音楽の利用が広がりを見せる中、利用のニーズに対応すべく、集中管理範囲の拡充に努めてきた。
- 委任者数や、徴収額の推移は下表のとおり。



集中管理の仕組み



簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

- 「簡素で一元的な権利処理」が、処理の簡略化のみを追い求めて、実質的にクリエイター的意思や権利が蔑ろにされることがあってはならない。
- 芸団協CPRAの実施している集中管理は、既に「簡素で一元的な権利処理」を実現しているものと認識している。
 - ➡ 「簡素で一元的な権利処理」の、具体的内容を明らかにした上で、改めて、関係当事者からの意見を丁寧に聴取し、デジタル時代における公正な利用と権利保護のバランスを実現できるように慎重に検討すべき。
- 現行制度下で既に存在する多様な集中管理に関する制度（例：指定団体制度、指定管理団体制度、著作権等管理事業法に基づく集中管理、著作権法上の固有の規定に基づかない集中管理など）の特性や実態をいったん整理した上で、新たな制度や政策の在り方を検討すべき。
- 「簡素で一元的な権利処理」を検討する上では、複数の管理事業者が公正な条件の下で競争することで、著作物等の公正な利用と権利保護を実現する趣旨で制定された著作権等管理事業法との関係を再度整理し、必要に応じて、その見直しも検討すべきであるとする（競争原理⇔一元化）。

複数の権利団体による連携や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

- 芸団協CPRAは、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の構成団体として、設立時より積極的に関与してきた。授業目的公衆送信補償金の処理においては、利用者である教育機関等の作業負担の増大に配慮し、必ずしも正確な利用報告を受けられない一方で、分配は精緻なものとするよう求められるという矛盾が存在。精緻な分配には正確な利用データも必要となることに留意すべき。
- デジタル時代における権利情報の集約化は、権利処理の円滑化に資することはもちろん、使用料等を権利者に分配する上でも非常に重要である。
- 芸団協CPRAは、文化庁の実施する権利情報集約化の実証実験等にも精力的に参画し、本年4月には、音楽関係団体等とともに、「一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会（MINC）」を設立した。MINCを中心とした権利情報集約化を進めることで、これまで個別の団体ごとに行われていた情報収集・管理等の作業が一本化されることによる業務の効率化が期待できる。
- 実演家の場合、一つの作品に対して多数の者が多様に参加するため、実演家団体のみで、これらの権利者を正確に把握することは非常に困難な作業となる場合がある。しかし、こうした枠組みを通じて、関連団体等と連携するなどして、音源制作時における参加実演家の情報を収集することができれば、より効率的な権利情報収集が実現できる。

5

非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

- 商業用レコード二次使用や貸与に関する報酬請求権は、指定団体のみが行使できることや、実演家の権利の認知度が必ずしも十分でないことから、芸団協CPRAは、非委任者（非構成員）の権利の取り扱いについては特段の注意を払ってきた。
- 具体的には、利用報告された楽曲の権利者が非委任者であった場合、当該権利者の委任取得に努めるとともに、その権利者が委任者となった時点で、一定の期間内であれば利用の時点に遡って分配が受けられる仕組みを、権利者合意に基づく分配規程により実現している。
- ヨーロッパの実演家団体においても、類似の取組みを行っている例が数多く見受けられる。
- このように、法の要請によらずとも、非構成員の権利を守る取り組みは既に実務上存在している。
- 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元を検討する上では、このような実務上の取組みにも、十分に留意する必要がある。

6

いわゆる拡大集中許諾について

- 拡大集中許諾制度は、非委任者の権利処理円滑化に有効に機能する場合もあり得ると考えるが、著作物等の種類や利用態様等によっては適さない場合があることに留意する必要がある、円滑化を目指すあまり、クリエイターの意味や権利が蔑ろにされることがあってはならない。
- 既に文化庁「平成29年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について」において整理されたとおり、法的な正当化について更なる検討を重ねるとともに、具体的にどのような利用態様や著作物等を対象に拡大集中許諾制度の導入を検討するのかを明確にした上で、わが国の実情に照らした方策となるように丁寧に議論をすすめるべきである。
- 前述の非委任者の権利を守る実務上の取組みや、令和3年5月26日に成立した改正著作権法に放送番組の同時配信等における被アクセス困難者への対応が盛り込まれたことをふまえれば、少なくとも芸団協CPRAが集中管理を行っている実演の利用に関しては、非委任者の権利処理円滑化が問題となるケースはほとんど存在しないのではないか。
- また、検討にあたっては、諸外国における拡大集中許諾制度に関する最新動向のフォローアップも並行して進めるべきである。

7

その他

- DX時代において、実演家の活動を取り巻く環境は急激に変化しているものの、実演家がコンテンツ、ひいては文化芸術の担い手であることに何ら変わりはない。
- こういった激動の中でも、実演家の権利や立場がしっかりと保護され、良質なコンテンツの創出サイクルが守られるような仕組みづくりをしていく必要があることから、審議事項（2）において検討が予定される「クリエイターへの対価還元」や「バリューギャップ」の問題について、諸外国（特にEU各国）の最新動向も注視しつつ、むしろ積極的に検討を進めるべきである。
- 当センターの集中管理に関する直近の課題として、ウェブキャスティングに関する集中管理の拡充問題がある。現在は、集中管理の対象となる利用対象が限定的であることから、ウェブキャスティングにおける利用のニーズに十分に対応できていない。令和3年3月11日付の総務省「ウェブキャスティング事業者の権利処理における課題及び要望 取りまとめ」においても、ウェブキャスティング事業者から、対象となるサービスが限定的であることから、管理対象拡充の要望が示されている。

8

D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：一般社団法人日本映像ソフト協会

1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

【回答】

- ・ 映画の著作物に関しては、著作権等管理事業者は存在せず管理率は0 %である。
- ・ 映画の著作物に関しては映画製作者の自己管理により著作物の利用許諾が行われている。管理事業者による集中管理は必要ない。
- ・ 著作権法 29 条, 91 条 2 項等で、映画製作者に権利を集中することにより、映画の著作物の利用円滑化が図られている。これにより、クリエイターはリスクを負担することなく対価を取得できている。

2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

【回答】

- ・ 映画製作者は映画の著作物の著作権者であるとともに、原作・脚本などの原著作物の利用者であり、映画の著作物に録音されている音楽の著作物の利用者でもある。これらの権利者の権利処理は、通常は元栓処理が行われており、円滑な運用がなされている。
- ・ 例外的な事案であるが、実演家の個人の尊厳を尊重する観点から、著作権法 91 条 2 項で二次利用ができる場合であっても出演女優の強い意向で二次利用を行わない作品もあると聞いている。このような作品が簡素で一元的な権利処理によって、二次利用されてしまうことが懸念される。

3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

【回答】

- ・ 映画の著作物については、複数の権利者団体による連携の例として私的録画補償金管理協会の例があった。しかし、東芝補償金訴訟判決によって、同協会は解散に追い込まれた。現状では複数の権利者団体による連携は、存在していないと認識している。

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】

- ・ 映画の著作物に関しては、集中管理が行われておらず、構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与を行っていない。まして、非構成員に対する対価還元への関与を考えていない。

5. いわゆる拡大集中許諾制度について

【回答】

- ・ 映画の著作物の原著作物や録音録画されている著作物が、いわゆる拡大集中許諾により利用できることは、権利処理が容易になる面はあるかもしれないが、信頼性のある管理団体の存在と関係者の納得を得ることが大前提であると思われる。
- ・ 映画の著作物は、そもそも著作権の集中管理団体が存在せず、拡大集中許諾の前提を欠いていると思われる。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

DX時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名： 日本新聞協会 新聞著作権小委員会

1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

【回答】

- ・新聞協会あるいはその関連組織では、著作権等の集中管理は行っていない。記事のクリッピング許諾、二次利用許諾などは、各新聞社で窓口を設けて人員を配置し、対応している。各社を横断する集中管理窓口があれば、利用者にとっては便利だろうと思われるが、記事ごとの権利者判断の煩雑さ、各社の許諾料金の差、など諸課題があり、具体的な検討段階には至っていない。
- ・それに代わるものとしては、日本複製権センターに新聞著作権協議会（67社）が権利委託し、包括料金による複製許諾が実施されている。大手紙、ブロック紙、地方紙の多くに加え、8月には日本経済新聞も新たに参加し、全新聞部数に占めるカバー率は相当の高率になると思われる。

2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

【回答】

- ・新聞記事の二次利用許諾について考えると、テレビ番組向けなどに1か月の包括料金（サブスクリプション）を用意している例もある。1記事ごとに許諾をとる手間がなく、テレビ局には好評だ。
- ・また、日本複製権センターの包括料金では、ユーザーの所属人数×所定料金という「簡便さ」により、好評を得ている。ただし、「どこまでの権利を集中管理団体に預けるのか」が難しい。同センターについても、現在は「公衆送信権」「クリッピング許諾」は委託していない。「二次利用」の市場においては、各社が付加価値をつけて個別に収益化したいメニューが存在しており、ユーザーの利便性とどこで折り合いをつけるか、という問題がある。
- ・上記以外の、緊急を要しない二次利用については、使いたいコンテンツを事前にきちんと提示してもらい、適切な許諾料金を請求するのが大原則。根拠の薄弱な包括料金や推定許諾など、過度な「簡素・一元的処理」は、対価が過小ないし過大になりかねず、なじまないと考える。不正利用等を防ぐチェック体制も必要だ。

3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

【回答】

- ・日本複製権センターを例にとると、複数の分野が参画しているが、利用報告・分配のルールを厳格に規程化し、うまく運営されている。ただし、ユーザーからの複製利用は全量報告が事実上不可能であり、サンプル報告となっている。ユーザーの種類・規模・地域性などが全て適切に反映されたサンプル抽出であるかどうかなど、なかなか難しい問題も含んでいる。
- ・「日々大量に作成される新聞記事を、その日の早朝に各社横断データベースとして公開し、利

用者がオンライン上で利用・課金できるような仕組み」は、新聞各社の購読（一次利用）と利益が相反する面が大きく、実現は困難と言わざるを得ない。二次利用については、日本複製権センターの他にも、適切な著作権処理済みのデータベース事業者あるいはクリッピング事業者による、実質的な「窓口統一」「データベース整備」は、現実的に進行中である。

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】

- ・日本複製権センターには、新聞協会非加盟社であっても、個別に権利委託が可能と思われる。その方法であれば、適切な対価還元が可能であろう。

5. いわゆる拡大集中許諾制度について

【回答】

- ・ノンメンバーの著作物を管理することの正当性、対価還元の手法、などがポイントであろう。少数意見をきちんと吸い上げて、慎重に検討するよう要望する。
- ・新聞協会について言えば、管理団体となって拡大集中許諾を担うことは難しい。日本複製権センターなどの既存団体の活用を図る方が、迅速な進展が可能であろう。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

- ・適切な対価還元を図るためには、プラットフォームを舞台とする著作権侵害の是正がぜひとも必要と考える。2例を挙げる。

新聞社A社が、権利侵害コンテンツとして削除要請をする件数は月間約150件（内訳は大手プラットフォームが約80%）。通常の記事利用許諾料（ネット掲載）が1件2万円ほどなので、月間の損害額は、把握できた分だけでも300万円ほど。

また新聞社B社が記事照合ソフトを使って発見した記事の無断複製や転載は月間1万件近く。この被害額想定は単純計算で月額1億円前後。人手の面から削除要請が追い付かず、お手上げ状態となっており、被害の真の実態は容易につかめない。

以上の想定を全国紙5紙に広げれば、単純計算で年間60億円相当の損害想定となる。ブロック紙・地方紙・スポーツ紙などを含めて、覚知されていない膨大な無断利用件数、覚知しても運営主体が不明な掲示板なども考慮すれば、新聞全体の損害額はその数倍に上るといふ推定も可能となる。これはあくまで記事利用料をもとにした一つの試算であって、本来ユーザーが新聞社のサイトを訪問してくれれば得られる広告収入等による収益機会の損失は含まれていない。それも考慮すれば、被害額はさらに拡大する。

EU著作権指令など諸外国の事例は、プラットフォームがより重い責任を担う方向であり、非常に参考になる。我が国でも至急、検討を開始すべきではないか。

DX時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名： 日本書籍出版協会・日本雑誌協会

1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

出版者著作権管理機構（JCOPY）における受託出版物点数は、書籍約 23 万点、定期刊行物 930 点となっている。また、日本出版インフラセンター（JP0）に登録されている出版物点数は約 230 万点で JCOPY の委託率はそれを母数とすれば、約 10%となる。また、JCOPY は英米等の海外管理団体との相互契約を締結しており、これらの国の著作物についても管理している。

この他、日本複製権センター（JRRC）が管理する出版物・著作物は、学協会発行のものが定期刊行物約 2,500 点、書籍 3,000 点、著作権者単位で権利委託をしているものが著作者数で約 15,000 名ある（出版物点数については不明）。

2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

今般の検討においては、主たる目的として「通常市場に流通していない（アウトオブコマース）作品や一般ユーザーが創作した UGC 作品など著作権者へのアクセスが難しく著作権の処理が困難になりやすいコンテンツを利用場面等に即して簡素で一括的に権利処理できるよう」にするとされている。

著作物のうちには、そもそも市場流通を行うことで対価還元を目的とするという意図を持たずに制作されるものも少なくなく、このような著作物において何らかの形で著作権者の許諾が擬制されることで流通の円滑化が図られることには一定の意義があると考えられる。

しかしながら、「通常市場に流通していない作品」について、一律に制度の対象とすることについては問題が大きいと考える。当初、市場流通によって対価還元されることを目的として制作され流通していたものが様々な理由によって流通が途切れてしまう場合も非常に多い。これらの著作物は市場流通になじまないものではなく、何らかのきっかけによって再度市場での流通が復活する可能性を持っているといえる。そのような著作物について、本来の利用を妨げるような範囲において著作権者の意思を反映しない利用が行われることは当該著作物の将来の市場流通の可能性を奪い、ひいては著作権者への対価還元にマイナスの影響を与えるものであると考える。

一元的な権利処理の制度を導入するのであれば、現在の著作物流通における許諾手続き、対価支払の実態を分野ごとに検証することが必要であり、その場合、利用対象の代替性の有無、一元的管理によって享受できるメリットとそれを実現するためのコストとのバランスを見極めることが必要であると考ええる。その意味で、運用開始されている授業目的公衆送信補償金制度や、2年後の法施行・運用開始が予定されている図書館等公衆送信補償金制度の実際の運用・検討の中でどのような問題が出ているかをしっかり把握したうえで、次の検討をすべきであると考ええる。

さらに一元的な権利処理においては、著作者人格権への配慮が欠けることがないように留意すべきであると考ええる。特に翻訳、翻案のみならず同一性保持権の侵害を伴う恐れがあるような利用形態に対しては、一元的な権利処理の対象からは除外すべきであると考ええる。

3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

特になし

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

一元的な権利処理が必要とされるケースとして掲げられている、アウトオブコマース作品、UGC 作品等においてはそれらを網羅したデータベースは存在せず、今後も構築することは極めて困難であると思われる。そのような状況において、権利者への対価還元をどのように行うことを想定しているのか。既に制度自体が成立している授業目的公衆送信補償金制度や2年後の法施行が予定されている図書館等公衆送信補償金制度においても、権利者への適切な分配をいかに実現するかが極めて大きな問題となっている。

拡大集中許諾制度に限らず、包括的に徴収する著作権使用料の分配可能性については法制面のみならず技術的な解決策の研究も必須であり、確実な分配方法の実現可能性が並行して検討されるべきである。

徴収されても適切な分配先が確保されず、分配の透明性が担保されない状況が生じた場合には、同制度自体のみならず著作権制度そのものへの信頼が損なわれ、ひいては権利者保護に対する障害となってしまう恐れすらある。

想定される立法事実と成立した制度の適用範囲との間に齟齬が生じ、本来、同制度によってカバーされるべきでない利用許諾がなされることで権利者が不測の損害を被るようなことがあってはならないと考える。

5. いわゆる拡大集中許諾制度について

拡大集中許諾制度は、権利委託の意思を表明していない著作権者の著作物に対しても官営団体による許諾を行うものである以上、その要件定義は厳格に行われる必要があり、同制度を導入するに足る十分な立法事実の検証がなされる必要がある。

また、許諾権が留保されていると言っても、現実には利用許諾は行われてしまうことになり、その許諾が当該著作権者の意に反したものであった場合に、どこまで事後的な救済措置を講じることができるのかも定かでない。

上記を勘案すれば、その制度設計においては先に述べた問題点に加え、以下のような点についても十分に検討する必要があると考える。

*既存の管理団体のカバー率が相当程度に達している分野がどの程度存在しているか？

*カバー率が例えば半数にも満たない場合にその団体に拡大集中許諾を認めることが適当か？

*日本の著作権等管理事業法においては、同一分野における複数の管理団体の存在を前提にしているが、それとの整合性をどうとるか？

さらに、一般ユーザーが制作するコンテンツにおいては、第三者の著作物を著作権の制限規定の範囲を超えて無断で利用しているケースが、コンテンツ制作を業とする事業者のコンテンツに比して圧倒的に多いと予想される。そのような場合に、当該一般ユーザーが正当な権利者であることの証明は困難であり、拡大集中許諾によってそのような第三者の権利を侵害している著作物の利用を許諾してしまった後に真正の権利者がどのように保護されるのかについても懸念がある。

仮にこの制度が導入されとした場合には、その導入は、ある程度、画一的な形で「広く薄く」権利処理がなされることが利用者にとってだけでなく権利者にとっても利益をもたらす分野に限定すべきである。いったん成立した制度は当初の立法事実の範囲を超えて、無制限に拡大してしまう恐れがある。利用範囲を明示的に特定しない拡大集中許諾制度の導入には反対せざるを得ない。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

海賊版をはじめとする著作権侵害に対する損害額は権利者に立証責任があるが、インターネット上での侵害については、賠償額算定において非常に困難な状況になっている。これに関して、懲罰的損害賠償制度や法定損害賠償制度の導入、著作権法第114条1項の「著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。」との規定を改定し、侵害者に対しては通常 of 著作権使用料より高額の使用料を適用できるようにする等の見直しをお願いしたい。